

**令和6年度盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託に係る
プロポーザル実施要領**

1 事業の目的

盛岡市では、被保険者の健康の保持増進及び疾病の予防・医療費の適正化を図るため策定しているデータヘルス計画において、計画最終年度（令和11年度）の特定健康診査受診率の目標を、国の基準である60%と定めている。しかし、直近の令和4年度の受診率（法定報告値）については44.7%と、目標値とは乖離している。そこで、過去の受診歴や健診データ等を活用し、効果的かつ効率的な勧奨を実施することにより、特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率を向上させることを目的として本事業を実施する。

2 業務名

令和6年度盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務

3 業務内容

別紙仕様書参照

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 委託予定額（上限額）

11,260,700円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、本事業に係る予算が不成立の場合や、自然災害の発生又は感染症の流行等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合がある。この場合、受託候補者は本事業に係る契約の締結ができなかったことにより生じた損害賠償について、本市に請求できないものとする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有すること。
- (2) 個人情報の取り扱いに関して、JIS Q 15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001（JISQ27001）の認証を受けていること。
- (3) 破産者で復権を得ないものでないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 関係法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けていないこと。
- (6) 市税（盛岡市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税並びに法人税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始

- の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けていない者であること。
 - (9) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号若しくは第32条第1項各号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
 - (10) 類似の受診勧奨業務について実績があること。
 - (11) 盛岡市との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。
 - (12) 令和2年度の特健康診査受診者が確定した後に、盛岡市が求めた場合には、本業務の効果を分析し、今後の受診勧奨についての提言が出来ること。

7 提案内容

特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率向上のため、受診対象者をグループ分けし、その属性に応じた内容の勧奨通知を送付することにより、受診行動につなげる内容とした提案をすること。具体的な提案項目は以下のとおりとする。

【企画提案項目】

(1) 対象者のグループ分け

特定健診の受診率及び特定保健指導利用率を向上させるための、対象者の効果的な分類方法及びその理由

(2) 属性に応じた通知の内容及び方法

分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容、通知方法等、ポイントや独自性が分かるもの

(3) 受診率向上のための工夫

上記(2)に関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫

(4) 受診結果の効果検証

勧奨による結果の検証方法・内容

(5) スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールとすること

(6) 個人情報の管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策

(7) 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制

(8) 実績

類似する事業の実績

(9) その他

対象者の健康増進に資する業務

8 委託業者の選定方法

- (1) 委託事業者は、本要領に基づき簡易型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 委託事業者は、別に指名する盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託事業者選定委員の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選定は、企画提案書、見積の審査により行う。
- (4) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行うこととする。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案業者を選定することとする。
- (6) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。

9 参加手続き

- (1) 参加表明書及び添付書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 企業概要（様式3）
- (エ) 委託業務の実施体制（様式4）
- (オ) 類似の受診勧奨業務の実績（様式5）
- (カ) プライバシーマーク又は ISO/IEC 27001（JISQ27001）登録証の写し
- (キ) 納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明（写し可）

イ 提出期限

令和6年3月26日（火）17時まで ※必着

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

- (2) 実施要領及び業務委託仕様書に関する質問

ア 提出方法：電子メールに質問書（様式6）を添付し送付すること。また、電子メールを送付した後に担当者に電話連絡をすること。

イ 提出先及び連絡先：E-mail kenkohoken@city.morioka.iwate.jp

電話 019-626-7527

担当 盛岡市市民部健康保険課業務係 菊池、白土

ウ 提出期限：令和6年3月19日（火）17時まで ※必着

エ 回答：令和6年3月21日（木）までに質問書に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形で盛岡市市民部健康保険課ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

- (3) 辞退について

参加表明書提出後に辞退を決定したときは、辞退届（様式7）を提出すること。

提出期限：令和6年4月5日（金）17時まで ※必着

10 審査

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和6年4月5日（金）17時まで ※必着

イ 企画提案書の様式は自由とする。ただし、A4版、両面印刷を基本とし、中央下に通しページを付すこと。また、公正を期すため、事業者のロゴや名称等の入った用紙の使用、掲載は控えること。

ウ 提出書類は以下のとおり。

（ア）企画提案書（通知文例等、参考資料を含む） 6部

（イ）見積書（様式は任意。押印した正式なもの） 1部

※費用の内訳が分かる明細を記載すること。見積書は、規定する審査員にコピーを配布し、審査資料の一部として使用する。

(2) 審査方法

令和6年4月19日（金）までに盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託業者選定委員により以下の事項を総合的に審査し、選考する。配点は別紙「評価表」を参照。

<選定基準>

ア 事業目的（令和6年度目標受診率 45%）の達成に向けて、適切なコンセプトで効果的な提案内容となっているか。

イ 勸奨通知の効果分析について、項目や内容は適切なものとなっているか。

ウ 業務を継続的に的確・迅速に遂行するために必要な業務推進体制を整えることができているか。

エ 事業者ならではの強みを生かした、受診率向上及び健診対象者の健康増進に資する付帯的な協力を提供できているか。

オ 費用対効果は適切か。

カ 健診等の受診勸奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか。

11 審査結果の通知

審査結果は、すみやかに文書にて通知する。

なお、電話による結果の問い合わせは受けつけない。

12 日程

(1) 公告 令和6年3月5日（火）

(2) 質問の提出期限 令和6年3月19日（火）

(3) 参加申込書提出期限 令和6年3月26日（火）

(4) 参加資格確認結果通知発送 令和6年3月27日（水）

(5) 企画提案書等提出期限 令和6年4月5日（金）

- (6) 企画提案書等による評価・審査 令和6年4月19日（金）まで
- (7) 候補者決定通知（予定） 令和6年4月26日（金）
- (8) 契約締結（予定） 令和6年4月30日（火）

13 その他

- (1) 企画提案書等作成の諸経費は、全て当該提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書等の作成のために交付した一切の書類は、他の目的のために使用することを禁止する。

14 担当部署（書類提出・問い合わせ先）

盛岡市市民部健康保険課業務係 担当 菊池・白土

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 12 番 2 号（盛岡市役所別館 1 階）

電話 019-626-7527（直通） FAX 019-622-6211（代表）

E-mail kenkohoken@city.morioka.iwate.jp

評価表：審査基準

採点者

応募者

評価項目	配点
1. 内容・企画	80
(1) 事業目的（令和6年度目標受診率 45%）の達成に向けて、適切なコンセプトで効果的な提案内容になっているか。	50
① 通知物は、見やすく分かりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているか。	20
② 対象者グループに応じて、受診行動を促す工夫をしているか。	20
③ 通知物の送付計画は、受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか。	10
(2) 効果分析について、項目や内容は適切ものになっているか。	10
(3) 業務を継続的に的確・迅速に遂行するために必要な業務推進体制を整えることができているか	10
(4) 事業者ならではの強みを生かした、受診率向上及び健診対象者の健康増進に資する付帯的な協力を提供できているか。	10
2. 費用	5
(1) 費用対効果は適切か。	5
3. 実績	15
(1) 類似業務についての十分な実績があるか健診等の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか（健診等の対象者数、実施前受診率及び実施後の受診率向上により評価する）。	15
合 計	100

参加申込書

令和 年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

住 所

事業者名

代表者

㊞

件名：令和6年度盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託

上記業務の簡易型プロポーザルに参加いたしますので、資料を添えて申し込みます。

担 当 者	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
ファックス番号	
E-Mail	

盛岡市長 内 舘 茂 様

住 所

事業者名

代表者

㊞

誓 約 書

令和 6 年度盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託の簡易型プロポーザル参加申込にあたり、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しないことを誓います。

また、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、参加要件を満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

企 業 概 要

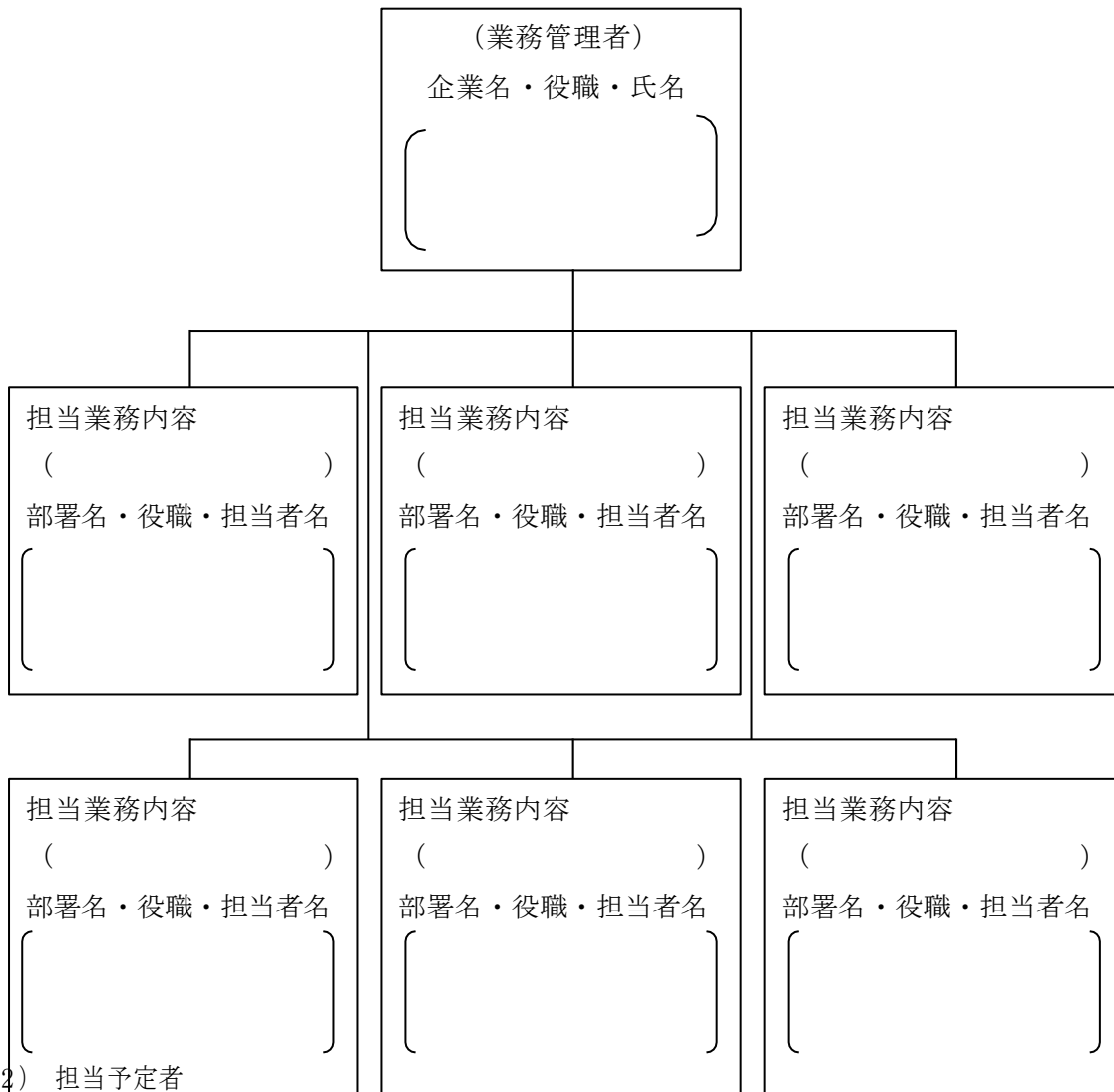
商号又は名称		
設立年月		
本店所在地		
資本金		
代表者役職・氏名		
事業概要		
職員数		
国内営業拠点数		
本業務の担当部署	担当部署名	
	担当者名	
	所在地	
	電話・FAX	
	電子メール	
備考等		

※本様式については、適宜項目を追加して差し支えない。

様式 4

委託業務の実施体制

(1) 体制図 (例示)



	部署名 (役職)	氏名 (年齢)	担当業務内容
業務管理者			
担当者			
担当者			
担当者			
担当者			
担当者			

※本様式については、適宜加除修正して差し支えない。

類似の受診勧奨業務の実績

NO	契約実績			受診率向上実績	
	契約相手	対象の健診種別 (特定健康診査、 がん検診 等)	健診対象者数	受託前年度の 受診率 (小数点第2位 以下四捨五入)	受託年度の 受診率 (小数点第2位 以下四捨五入)
1					
2					
3					

・ 4つ以上ある場合は、以下の優先順位により主なもの（対象者数が多いもの、実施前の年度の受診率が高いもの）を3つまで記載すること。

第1位 市町村国民健康保険の特定健康診査

第2位 市町村が実施する特定健康診査以外の健診または検診（がん検診等）第

3位 市町村以外が実施する健診または検診

・ 健診対象者数や受診率は、法定報告の値とする。

質問書

令和 年 月 日

盛岡市長 内 館 茂 様

【提出者】

事業者名

【担当者】

氏 名

電 話

E-Mail

件名：令和 6 年度盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託

質問項目	質問要旨

辞 退 届

令和 年 月 日

盛岡市長 内 館 茂 様

住 所

事業者名

代 表 者 ⑩

電話番号

件名：令和 6 年度盛岡市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託

令和 年 月 日付けで参加の申し込みを行った上記業務に係る簡易型プロポーザルについて、参加を辞退したく届け出ます。